

第二章 地下水の水質調査関連

地下水の水質調査

平成15年度地下水の水質測定計画（水質汚濁防止法第16条第1項）に基づく、水質測定結果は以下のとおりである。

1. 地下水の水質測定計画

(1) 調査内容

ア 概況調査

県下の全体的な地下水質の概況を把握するため、県内2kmメッシュごとに1本の井戸を抽出し、全体で270本の井戸(79市町村)について水質調査を年1回実施

イ 定期モニタリング調査

これまでに汚染井戸が確認された地区ごとに1本の井戸を対象とし、地下水汚染の状況を継続的に監視するため、全体で145本の井戸について水質調査を年1～2回実施

(2) 測定井戸数は415本で、測定機関ごとの調査地点数は表1のとおりである。
また、地下水の測定地点は図1のとおりである。

(3) 測定項目

ア 概況調査

環境基準項目等29項目（カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、四塩化炭素、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、EPN、ニッケル並びにアンチモン）
なお、すべての項目を測定する調査と測定項目を限定して行う調査がある。

イ 定期モニタリング調査

鉛、六価クロム、砒素、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素並びにほう素
なお、調査は当該地域において汚染が確認されている項目等について行う。

(4) 測定方法

地下水の水質測定方法は表2のとおりである。

(5) 測定機関

国土交通省、千葉県及び水質汚濁防止法に定める政令市（千葉市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、市原市）

(6) 測定期間

平成15年4月から平成16年3月

2. 測定結果の概要

(1) 概況調査

測定結果は表3のとおりである。

測定井戸270本のうち、2本の井戸で鉛、7本の井戸で砒素、2本の井戸でテトラクロロエチレン、39本の井戸で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(うち1本の井戸はテトラクロロエチレンと重複)、2本の井戸でふっ素が地下水の水質環境基準を超過したが、残り219本の井戸ではすべての項目について地下水の水質環境基準に適合していた。

また、概況調査の市町村別超過井戸数は表4のとおりである。

(2) 定期モニタリング調査

測定結果は表6のとおりである。

測定井戸145本のうち、119本の井戸で地下水の水質環境基準を超過していた。そのうち、有機塩素系化合物では、四塩化炭素 2本、1,2-ジクロロエタン 1本、1,1-ジクロロエチレン 3本、シス-1,2-ジクロロエチレン 8本、トリクロロエチレン 20本、テトラクロロエチレン 37本。それ以外の項目では鉛 1本、六価クロム 1本、砒素 44本、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 17本、ほう素 1本であった。

また、定期モニタリング調査の市町村別超過井戸数は表5のとおりである。

3 環境基準超過井戸の対応

(1) 概況調査の基準超過井戸のうち飲用に供する井戸の使用者に対しては所轄保健所と市町村が浄水器の設置や既設の上水道を使用する等の飲用指導を行った。

また、基準超過井戸周辺の井戸水調査による汚染範囲確認調査及び汚染源調査を実施した。

その結果、各超過物質についての原因又は取組みは、次のとおり

- ・ 鉛については、周辺に基準を超える井戸はなく、鉛を使用する事業場等もないことから、原因は不明であった。
- ・ 砒素については、周辺にこれを使用する事業場等はなく、環境研究センターによるこれまでの調査研究から、自然界の地層に存在する砒素の影響によるものと推定された。
- ・ テトラクロロエチレンについては、周辺井戸調査を実施し、汚染源を調査中である。
- ・ 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、畑地における過剰施肥、家畜排せつ物の不適正処理、生活排水の地下浸透など汚染源が多岐にわたっていることからモデル地区の汚染機構解明調査を行うとともに、負荷削減に向けて関係機関と連携して、新たな施肥基準による適正施肥の指導や家畜排せつ物の適正処理の推進などの取組を進めている。
- ・ ふっ素については、周辺にこれを使用する事業場等はなく、自然界由来のものと推定された。

(2) 定期モニタリング調査地区については、汚染状況の継続監視、汚染機構解明調査及び汚染除去対策等を引き続き実施した。

表1 平成15年度測定機関ごとの調査地点数

測定機関	市町村名	概況調査		定期モニタリング調査	合計	測定機関	市町村名	概況調査		定期モニタリング調査	合計
		A	B					A	B		
国土交通省		4(4)			4	千	海上町		1		1
	小計	4(4)			4		飯岡町		2		2
千葉県	銚子市	1	4		5	千葉県	光町		1		1
	館山市	1(1)	4	1	6		野栄町		1	1	2
	木更津市	1(1)	4		6		大網白里町		1	4	5
	野田市	1(1)	2	1	4		九十九里町		1	3	4
	(旧関宿町)	1	2	1	4		成東町		3	1	4
	佐原市	2(1)	4	2	7		山武町	1(1)	3		4
	茂原市	1	1	1	3		蓮沼村		1	3	4
	成田市		7	1	8		松尾町		1	1	2
	佐倉市	1	4	2	7		横芝町		1	2	3
	東金市	1	3	2	6		芝山町		2		2
	八日市場市	1	3	2	6		一宮町		1	2	3
	旭市	1(1)	1	2	4		睦沢町		1		1
	習志野市		1	2	3		長生村	1(1)	2	2	5
	勝浦市	1(1)	2		3		白子町		1	4	5
	流山市		1	1	2		長柄町		1		1
	八千代市	1(1)	3	3	7		長南町		2		2
	我孫子市		1	1	2		大多喜町		3		3
	鴨川市		4		4		夷隅町		2		2
	鎌ヶ谷市		1	1	2		御宿町		3		3
	君津市		7	1	8		大原町		2		2
	富津市		5	3	8		岬町		2	1	3
	浦安市		1		1		富浦町		2		2
	四街道市		1		1		富山町		1		1
	袖ヶ浦市		4		4		鋸南町		2		2
	八街市	1(1)	2		3		三芳村		1		1
	印西市		2		2		白浜町		2		2
	白井市		2	1	3		千倉町		1		1
	富里市	2(1)	2	1	4		丸山町		1		1
	沼南町		1	2	3		和田町		1		1
	酒々井町		1		1		天津小湊町		3		3
	印旛村		2	1	3		メッシュ未定	0			
	本埜村	1	1		2		小計	22(12)	158		
	栄町		1	5	6			180		70	250
下総町	1	1	2	4	千葉市	17(1)		46	63		
神崎町		3	1	4	市川市	4(2)	10	7	21		
大栄町		4	1	5	船橋市	13(1)		13	26		
小見川町		2	1	3	松戸市	14(2)		6	20		
山田町		4		4	柏市	13(1)		3	16		
栗源町		2		2	市原市	15(0)		0	15		
多古町	1(1)	2		3	小計	76(7)	10				
干潟町		1	4	5		86		75	161		
東庄町		3		3	合計	102(23)	168				
						270		145	415		

(注) 1 概況調査欄のA欄はすべての環境基準項目(26項目)を中心に測定するもの、B欄はそれ以外のものである。
 2 概況調査欄のA欄の()内は定点観測の地点数(内数)である。

表2 地下水の水質測定方法

項目	測定方法	定量下限値
カドミウム	日本工業規格(以下「規格」という。)K0102の55に定める方法	0.001 mg/
全シアン	規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法	0.1 mg/
鉛	規格K0102の54に定める方法	0.001 mg/
六価クロム	規格K0102の65.2に定める方法	0.005 mg/
砒素	規格K0102の61.2又は61.3に定める方法	0.001 mg/
総水銀	昭和46年環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「公共用水域告示」という。)付表1に掲げる方法	0.0005 mg/
アルキル水銀	公共用水域告示付表2に掲げる方法	0.0005 mg/
PCB	公共用水域告示付表3に掲げる方法	0.0005 mg/
ジクロロメタン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.002 mg/
四塩化炭素	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.0002 mg/
1,2-ジクロロエタン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法	0.0004 mg/
1,1-ジクロロエタン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.002 mg/
トリス(1,2-ジクロロエチル)メタン		0.004 mg/
1,1,1-トリクロロエタン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.0005 mg/
1,1,2-トリクロロエタン		0.0006 mg/
トリクロロエチレン		0.002 mg/
テトラクロロエチレン		0.0005 mg/
1,3-ジクロロプロパン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	0.0002 mg/
チウラム	公共用水域告示付表4に掲げる方法	0.0006 mg/
シマジン	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法	0.0003 mg/
チオベンカルブ		0.002 mg/
ベンゼン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.001 mg/
セレン	規格K0102の67.2又は67.3に定める方法	0.001 mg/
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.1に定める方法	0.1 mg/
ふっ素	規格K0102の34.1に定める方法又は公共用水域告示付表6に掲げる方法	0.08 mg/
ほう素	規格K0102の47.1若しくは47.3に定める方法又は公共用水域告示付表7に掲げる方法	0.1 mg/
EPN	平成11年環水規第79号(以下「環水規」という。)付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.0006 mg/
ニッケル	規格K0102の59.3に定める方法又は環水規付表4若しくは付表5に掲げる方法	0.001 mg/
アンチモン	規格K0102の62.2に定める方法又は環水規付表6に掲げる方法	0.0002 mg/

表3 概況調査結果（総括表）

物質名	実施本数 (本)	検出本数 (本)	うち環境基準 超過本数(本)	超過率 (%)	検出状況 (mg/l)	環境基準 (mg/l)
カドミウム	270	0	0	0		0.01 以下
全シアン	102	0	0	0		検出されないこと
鉛	270	33	2	0.7	0.001~0.026	0.01 以下
六価クロム	270	0	0	0		0.05 以下
砒素	270	116	7	2.6	0.001~0.084	0.01 以下
総水銀	102	0	0	0		0.0005 以下
アルキル水銀	18	0	0	0		検出されないこと
P C B	102	0	0	0		検出されないこと
シクロロメタン	270	0	0	0		0.02 以下
四塩化炭素	270	1	0	0	0.0002	0.002 以下
1,2-シクロロエタン	270	2	0	0	0.0005~0.0027	0.004 以下
1,1-シクロロエチレン	270	1	0	0	0.006	0.02 以下
トリス-1,2-シクロロエチレン	270	0	0	0	0	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	270	1	0	0	0.0017	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	270	0	0	0		0.006 以下
トリクロロエチレン	270	3	0	0	0.003~0.008	0.03 以下
テトラクロロエチレン	270	4	2	0.7	0.0005~0.11	0.01 以下
1,3-シクロロプロパン	102	0	0	0		0.002 以下
チウラム	100	0	0	0		0.006 以下
シマジン	102	0	0	0		0.003 以下
チオベンカルブ	102	0	0	0		0.02 以下
ベンゼン	270	0	0	0		0.01 以下
セレン	270	2	0	0	0.001	0.01 以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	270	177	39	14.4	0.1~56	10 以下
ふっ素	270	24	2	0.7	0.08~1.6	0.8 以下
ほう素	270	15	0	0	0.1~0.89	1 以下
EPN	50	0	0	0		0.006 以下
ニッケル	44	5	-	-	0.001~0.003	-
アンチモン	46	9	-	-	0.0002~0.0007	0.02 以下(参考)
合計(実本数)	270	230	51	18.9	-	

(注) 1. 1本の井戸で複数の項目が検出されたものもある。

2. 「EPN」、「ニッケル」及び「アンチモン」は、要監視項目である。

3. 「環境基準」欄のうち「EPN」及び「アンチモン」は要監視項目の指針値であるが、「アンチモン」については平成 16 年 4 月 1 日から評価の対象としている。

表4 概況調査の市町村別超過井戸数（実本数）

No.	市町村名	調査本数	環境基準超過数	No.	市町村名	調査本数	環境基準超過数
1	千葉市	18	1	16	富里市	4	1
2	市川市	14	3	17	本埜村	2	1
3	船橋市	13	8	18	栄町	2	1
4	松戸市	14	5	19	下総町	2	1
5	柏市	14	3	20	大栄町	4	1
6	銚子市	5	3	21	栗源町	2	1
7	館山市	5	1	22	海上町	1	1
8	野田市	6	5	23	飯岡町	2	1
9	佐原市	6	1	24	野栄町	1	1
10	佐倉市	5	1	25	横芝町	1	1
11	東金市	4	3	26	芝山町	2	1
12	旭市	2	1	27	御宿町	3	1
13	君津市	7	1	28	鋸南町	2	1
14	富津市	5	1	その他51市町村		121	0
15	八街市	3	1	合計		270	51

（注）一本の井戸で複数の物質が環境基準を超過したのものもある。

表5 定期モニタリング調査の市町村別超過井戸数（実本数）

No.	市町村名	調査本数	環境基準超過数	No.	市町村名	調査本数	環境基準超過数
1	千葉市	46	36	23	富里市	1	1
2	市川市	7	5	24	沼南町	2	2
3	船橋市	13	11	25	印旛村	1	1
4	松戸市	6	4	26	栄町	5	5
5	柏市	3	2	27	下総町	2	2
6	館山市	1	0	28	神崎町	1	0
7	野田市	2	1	29	大栄町	1	1
8	佐原市	2	2	30	小見川町	1	1
9	茂原市	1	1	31	干潟町	4	4
10	成田市	1	0	32	野栄町	1	1
11	佐倉市	2	1	33	大網白里町	4	4
12	東金市	2	2	34	九十九里町	3	3
13	八日市場市	2	2	35	成東町	1	1
14	旭市	2	2	36	蓮沼村	3	3
15	習志野市	2	1	37	松尾町	1	1
16	流山市	1	0	38	横芝町	2	2
17	八千代市	3	3	39	一宮町	2	2
18	我孫子市	1	1	40	長生村	2	1
19	鎌ヶ谷市	1	1	41	白子町	4	4
20	君津市	1	1	42	岬町	1	0
21	富津市	3	3	合計		145	119
22	白井市	1	1				

（注）一本の井戸で複数の物質が環境基準を超過したのものもある。

表6 定期モニタリング調査結果(総括表)

物質名	実施本数 (本)	検出本数 (本)	うち環境基準 超過本数(本)	超過率 (%)	検出状況 (mg/l)	環境基準 (mg/l)
鉛	1	1	1	100.0	0.018	0.01 以下
六価クロム	1	1	1	100.0	1.1	0.05 以下
砒素	49	48	44	89.8	0.009~0.11	0.01 以下
シクロロメタン	8	1	0	0	0.004	0.02 以下
四塩化炭素	74	8	2	2.7	0.0003~0.32	0.002 以下
1,2-シクロロエタン	8	2	2	25.0	0.0066~0.011	0.004 以下
1,1-シクロロエチレン	74	7	3	4.1	0.003~0.53	0.02 以下
シス-1,2-シクロロエチレン	74	25	8	10.8	0.004~0.3	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	74	13	0	0	0.0008~0.39	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	8	0	0	0		0.006 以下
トリクロロエチレン	74	46	20	27.0	0.003~2.4	0.03 以下
テトラクロロエチレン	74	52	37	50.0	0.0005~1.8	0.01 以下
1,3-シクロロプロパン	5	0	0	0		0.002 以下
ベンゼン	5	0	0	0		0.01 以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	19	18	17	89.5	7.6~57	10 以下
ほう素	1	1	1	100.0	6.2	1 以下
合計(実本数)	145	139	119	82.1	-	-

表7-1 平成15年度地下水の水質調査結果一覧表 (概況調査)

単位(mg/L)

市町村	地区名	井戸深度	用途区分	月日	ガドリム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロパン	テトラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	EPN	ニッケル	アンチモン	
御宿町	浜	20.0	生活用	0924	不検出	-	不検出	不検出	0.003	-	-	-	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	-	-	-	不検出	不検出	11	0.09	0.1	-	-	-	
御宿町	浜	50.0	生活用	0924	不検出	-	0.001	不検出	0.002	-	-	-	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	-	-	-	不検出	不検出	2.8	不検出	不検出	-	-	-	
大原町	下布施	10.0	生活用	1027	不検出	-	不検出	不検出	不検出	-	-	-	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	-	-	-	不検出	不検出	0.7	不検出	不検出	-	-	-	
大原町	小沢	5.0	生活用	1027	不検出	-	0.001	不検出	0.001	-	-	-	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	-	-	-	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	-	-	
峠町	東中滝	6.0	生活用	1027	不検出	-	不検出	不検出	不検出	-	-	-	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	-	-	-	不検出	不検出	2.9	不検出	不検出	-	-	-	
峠町	横沢	4.0	一般飲用	1027	不検出	-	不検出	不検出	0.002	-	-	-	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	-	-	-	不検出	不検出	1.0	0.11	不検出	-	-	-	
富浦町	深名	8.0	生活用	1024	不検出	-	0.001	不検出	不検出	-	-	-	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	-	-	-	不検出	不検出	3.8	不検出	不検出	-	-	-	
富浦町	福沢	3.0	一般飲用	1024	不検出	-	不検出	不検出	0.002	-	-	-	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	-	-	-	不検出	不検出	2.1	不検出	不検出	-	-	-	
富山町	久枝	3.7	生活用	1024	不検出	-	不検出	不検出	0.008	-	-	-	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	-	-	-	不検出	不検出	2.1	不検出	不検出	-	-	-	
鎌南町	大六	5.0	生活用	1024	不検出	-	不検出	不検出	不検出	-	-	-	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	-	-	-	不検出	不検出	不検出	0.19	0.1	-	-	-	
鎌南町	保田	5.0	生活用	1024	不検出	-	不検出	不検出	0.003	-	-	-	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	-	-	-	不検出	不検出	1.9	不検出	不検出	-	-	-	
三芳村	山名	1.5	一般飲用	1024	不検出	-	不検出	不検出	不検出	-	-	-	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	-	-	-	不検出	不検出	0.7	不検出	不検出	-	-	-	
白浜町	滝口	8.0	一般飲用	1009	不検出	-	不検出	不検出	0.002	-	-	-	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	-	-	-	不検出	不検出	1.7	不検出	不検出	-	-	-	
白浜町	滝口	5.0	生活用	1009	不検出	-	不検出	不検出	不検出	-	-	-	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	-	-	-	不検出	不検出	8.8	不検出	不検出	-	-	-	
千倉町	川口	15.0	生活用	1009	不検出	-	不検出	不検出	不検出	-	-	-	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	-	-	-	不検出	不検出	0.3	不検出	不検出	-	-	-	
丸山町	加茂	20.0	一般飲用	1009	不検出	-	不検出	不検出	不検出	-	-	-	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	-	-	-	不検出	不検出	1.2	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
和田町	小川	10.5	一般飲用	1009	不検出	-	不検出	不検出	不検出	-	-	-	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	-	-	-	不検出	不検出	4.7	不検出	不検出	-	-	-	
天津小湊町	小湊	30.0	生活用	0924	不検出	-	不検出	不検出	0.006	-	-	-	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	-	-	-	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	-	-	
天津小湊町	小湊	40.0	生活用	0924	不検出	-	不検出	不検出	0.001	-	-	-	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	-	-	-	不検出	不検出	2.1	不検出	不検出	-	-	-	
天津小湊町	天津	40.0	生活用	0924	不検出	-	不検出	不検出	0.004	-	-	-	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	-	-	-	不検出	不検出	2.0	不検出	不検出	-	-	-	

(注)「不検出」は検出されないこと(定量下限値未満)を示し、「-」は測定していないことを示す。

表7-2 平成15年度地下水の水質調査結果一覧表（定期モニタリング調査）

単位(mg/L)

市町村	地区名	井戸深度	用途区分	月日	ガミムA	全シアン	鉛	六価クロムA	砒素	総水銀	アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロベンゼン	チクロム	シマジン	チオホルムル	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	EPN	ニッケル	アンモニウム	
富津市	竹岡	5.0	生活用	0929	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不検出	-	不検出	0.27	不検出	-	0.003	不検出	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
富津市	上後	15.0	生活用	0929	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6.2	-	-	-	
白井市	名内	16.0	一般飲用	1008	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不検出	-	不検出	0.024	0.0042	-	0.82	0.0005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
富里市	十倉	46.0	生活用	1017	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0003	-	0.022	0.020	0.023	-	0.57	不検出	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
沼南町	塚崎	48.0	一般飲用	1029	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不検出	0.010	不検出	-	0.044	0.27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
沼南町	大島田	50.0	その他	1029	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不検出	-	不検出	0.030	不検出	-	0.026	0.015	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
印旛村	山田	不明	一般飲用	1008	-	-	-	-	0.011	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
栄町	須賀	15.0	一般飲用	0930	-	-	-	-	0.11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
栄町	安食	50.0	生活用	0930	-	-	-	-	0.046	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
栄町	曾根	50.0	一般飲用	0930	-	-	-	-	0.026	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
栄町	西	不明	一般飲用	0930	-	-	-	-	0.028	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
栄町	須賀	37.0	一般飲用	0930	-	-	-	-	0.016	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
下総町	名古屋	不明	一般飲用	1016	-	-	-	-	0.013	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
下総町	小浮	不明	一般飲用	1016	-	-	-	-	0.017	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
神崎町	小松	25.0	生活用	1016	-	-	-	-	0.010	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
大栄町	松子	40.0	生活用	0922	-	-	-	-	0.016	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
小見川町	木内	60.0	工業用	0922	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不検出	-	0.011	0.091	0.0086	-	0.80	0.028	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
干潟町	入野	8.0	一般飲用	1010	-	-	-	-	0.020	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
干潟町	秋田	8.0	生活用	1010	-	-	-	-	0.032	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
干潟町	万力	7.0	生活用	1010	-	-	-	-	0.027	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
干潟町	万歳	5.0	生活用	1010	-	-	-	-	0.017	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
野栄町	野手	10.0	生活用	1020	-	-	-	-	0.021	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
大網白里町	四天木乙	8.0	生活用	1021	-	-	-	-	0.016	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大網白里町	四天木甲	6.0	生活用	1021	-	-	-	-	0.054	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大網白里町	金谷郷	30.0	その他	1021	-	-	0.018	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大網白里町	上貝塚	3.0	生活用	1021	-	-	-	-	0.016	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
九十九里	作田	3.0	生活用	1021	-	-	-	-	0.019	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
九十九里	片貝	5.0	生活用	1021	-	-	-	-	0.029	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
九十九里	作田	12.0	生活用	1021	-	-	-	-	0.015	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
成東町	井之内	5.0	一般飲用	1022	-	-	-	-	0.014	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
蓮沼村	八	6.0	一般飲用	1020	-	-	-	-	0.013	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
蓮沼村	平	7.0	生活用	1020	-	-	-	-	0.017	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
蓮沼村	口	6.0	一般飲用	1020	-	-	-	-	0.033	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
松尾町	借毛本郷	9.0	一般飲用	1022	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不検出	-	不検出	0.027	不検出	-	0.046	0.0015	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
横芝町	鳥喰新田	8.0	生活用	1020	-	-	-	-	0.022	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
横芝町	牛熊	30.0	一般飲用	1020	-	-	-	-	0.021	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一宮町	一宮	5.5	生活用	1023	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不検出	-	不検出	0.009	不検出	-	0.007	0.038	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一宮町	東浪見	5.0	生活用	1023	-	-	-	-	0.018	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
長生村	一松丁	4.0	生活用	1023	-	-	-	-	0.078	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
長生村	一松丙	4.0	生活用	1023	-	-	-	-	0.009	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
白子町	牛込	5.0	生活用	1022	-	-	-	-	0.019	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
白子町	古所	5.0	生活用	1022	-	-	-	-	0.044	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
白子町	牛込	6.0	生活用	1022	-	-	-	-	0.015	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
白子町	幸治	5.5	生活用	1022	-	-	-	-	0.022	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
岬町	長者	4.0	生活用	1027	-	-	-	-	不検出	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注)「不検出」は検出されないこと(定量下限値未満)を示し、「-」は測定していないことを示す。